

沖ト協発第133号

令和元年8月19日

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長

(公 印 省 略)

令和元年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に対しましては格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記依頼につきましては、沖縄総合事務局運輸部車両安全課からの通知により、別紙の通り大型車の重点点検の実施及び当協会への報告をお願い申し上げます。

つきましては、9月、10月、11月分の各月に点検を実施し、その実施した点検について1か月分ごとにとりまとめ別添「重点点検報告様式」に結果記載し翌月5日までに、(公社) 沖縄県トラック協会あてFAX等にてご報告頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 実施期間 令和元年9月1日(日)～11月30日(土)の3か月間
2. 報告方法 各月の3か月点検・12か月点検の実施状況をとりまとめ別添「**重点点検報告様式**」(別紙1)にて**翌月5日までに**当協会へFAX等で報告する
3. 対象車両 **車両総重量8トン以上の大型車両について**
(※上記車両がない場合は下記担当課までご連絡ください)
4. 報告期日 9月点検分・・・10月5日(土)まで
10月点検分・・・11月5日(火)まで
11月点検分・・・12月5日(木)まで
5. 報告先 (公社) 沖縄県トラック協会 那覇市港町2-5-23
FAX098-863-3591 TEL098-863-0280
担当：適正化事業課

事 務 連 絡
令和元年 7 月 2 4 日

公益社団法人沖縄県トラック協会 ご担当者 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長

令和元年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検
の実施について

平素より自動車行政に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和元年度の自動車点検整備推進運動の実施については、「自動車点検整備推進運動の実施について」（令和元年 7 月 3 日付け府運車安第 1 2 2 号）によりご協力を依頼したところです。

大型自動車（車両総重量 8 トン又は乗車定員 3 0 人以上の自動車をいう。以下同じ。）については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢の高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にあります。また、大型自動車の車輪脱落事故やバスの車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところですが、依然としてこれらの事故が発生している状況にあります。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととしたので効果的かつ円滑な実施へのご協力をよろしくお願いします。

記

1. 重点点検実施対象事業者

- (1) 一般社団法人沖縄県バス協会の会員であって、乗車定員 3 0 人以上の事業用自動車を保有する事業者（ただし、次の(2)と重複する事業者を除く。）。
- (2) 公益社団法人沖縄県トラック協会の会員であって、事業用自動車を 5 0 両以上、かつ、大型自動車（車両総重量 8 トン以上）を保有する事業者。

2. 実施機関

令和元年 9 月 1 日（日）から令和元年 1 1 月 3 0 日（土）までの 3 ヶ月（以下「重点点検期間」という。）。

3. 重点点検項目

以下の別表に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

(別表) 重点点検項目

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置		燃料もれ	同左
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	同左
走行装置	ホイール		タイヤの状態	同左
			ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
制動装置	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	同左
車枠及び車体 (*バスのみ)			非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左
ターボチャージャー (*バスのみ)				タービン・ロータの回転 具合等(メーカー指定)

4. 実施方法

- (1) 重点点検実施対象事業者は、重点点検期間中に定期点検(3ヶ月又は12ヶ月点検)を行う大型自動車について、重点点検項目を特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別紙1)に記入して報告する。
- (2) 重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入して報告する。
- (3) 一般社団法人沖縄県バス協会及び公益社団法人沖縄県トラック協会においては、会員からの報告を月毎に報告様式(別紙1)に取りまとめ、報告期限までに沖縄総合事務局運輸部車両安全課へ電子データにて報告する。(電子データはメールにて送付致します。)

5. 報告期限

- ・ 9月分は10月10日(木)まで
- ・ 10月分は11月 8日(金)まで
- ・ 11月分は12月10日(火)まで

